

執筆者:

E-mail✉ [張 翠萍](#)E-mail✉ [盧 月亭](#)E-mail✉ [李 源](#)E-mail✉ [志賀 正帥](#)E-mail✉ [蔡 雯嫻](#)

2022 年 1 月号から 12 月号までの「中国最新法令・政策動向速報」で紹介した最新法令・政策のうち、特に重要と思われるものについて、近時の改正・運用や関連する立法などの動向をアップデートしつつ、1 年間を通じてお届けした速報を 2 回に分けて総括する。

1. 民法典関連

中国の民法体系は、2020 年まで、総則に相当する 1986 年「民法通則」、2017 年「民法総則」に加え、各則に相当する 1980 年「婚姻法」、1985 年「相続法」、1995 年「担保法」、1999 年「契約法」、2007 年「物権法」、2009 年「権利侵害責任法」等の単行法¹及びこれらの単行法の内容を補充する司法解釈²から構成されていた。

2021 年 1 月 1 日に施行された「民法典」³は、上記の単行法を統合しつつ⁴、司法解釈における一部の規定も取り入れ、中国では初めて法典という意味で「典」を法律名に付けた立法である。また、民法典の施行に伴い、旧法下の司法解釈の整理作業も、最高人民法院において盛んに行われている。中国ビジネスを展開するに際し、民法典施行後の司法解釈の動向及び裁判実務の状況の全体像を把握しておくことは切要と思われる。

(1) 民法典施行後の司法解釈の動向

① 民法典施行当時の整理

民法典の施行当時、最高人民法院は、関連する司法解釈に対して以下の整理を行った。

¹ 単行法は、民法典が制定されるまでに個別に制定された民法に関する法律であり、中国では統一的な民法典と対照的な概念として整理されている。民法典成立の経緯については、弊所『中国民法典と企業法務』(ぎょうせい、2021 年)3 頁以下を参照されたい。

² 司法解釈は、中国独特の法源として、人民法院が裁判文書において法律などとともに引用することができる定められており(「裁判文書における法律・法規等の規範性法律文書の引用に関する規定」(中国語:最高人民法院關於裁判文书引用法律、法規等規範性法律文件的規定)4 条前段)、裁判実務における法適用及び解釈を指導する重要な法規範であると考えられている。本稿で言及されている司法解釈は、いずれも最高人民法院が制定したものである。

³ 中国語: 民法典。2020 年 5 月 28 日公布、2021 年 1 月 1 日施行。

⁴ 「民法典」は、総則編、物権編、契約編、人格権編、婚姻・家庭編、相続編、権利侵害責任(不法行為)編の 7 編からなる。体系上、パンデクテン方式ではあるが、人格権編が独立に設けられたこと、債権総則を設置していないこと(これにより不当利得と事務管理は契約編の準契約分編に置かれている)及び権利侵害責任編が契約編と離れて一番最後の編に置かれていること(権利侵害責任編が、各編における民事上の権利が侵害された際の責任追及法として捉えられている)に中国の特色があるといえる。

(a) 民法典の内容と抵触する司法解釈の廃止

民法典における規定と不一致のものは廃止された⁵。そのうち、中国民法制度で長い間重要な役割を果たしてきた従来の単行法に付属するものとして、下記の司法解釈が単行法とともに廃止された。

- ・ 1988年『民法通則』の貫徹執行における若干問題に関する意見(試行)の配布に係る通知⁶
- ・ 1999年『契約法』の適用に係る若干の問題に関する解釈(一)⁷
- ・ 2009年『契約法』の適用に係る若干の問題に関する解釈(二)⁸
- ・ 2000年『担保法』の適用に係る若干の問題に関する解釈⁹
- ・ 2016年『物権法』の適用に係る若干の問題に関する解釈(一)¹⁰
- ・ 2018年『民法総則』の訴訟時効制度の適用に係る若干の問題に関する解釈¹¹など

(b) 民法典の施行に伴う改正

民法典に合わせてその名称又は一部の条項について調整が必要なものが改正され、民法典とともに2021年1月1日に施行された¹²。そのうち、民法典施行前から実務で重要な役割を果たしてきたものとして、下記の司法解釈が挙げられる。

- ・ 「民事事件の審理における訴訟時効制度の適用に係る若干の問題に関する規定」¹³
- ・ 「売買契約紛争事件の審理における法律適用の問題に関する解釈」¹⁴
- ・ 「技術契約紛争事件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する解釈」¹⁵
- ・ 「民間貸借事件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する解釈」¹⁶
- ・ 「民事権利侵害による精神的損害賠償責任の確定に係る若干の問題に関する解釈」¹⁷
- ・ 「人身損害賠償事件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する解釈」¹⁸

5 「一部の司法解釈及び関連する規範性文書の廃止に関する決定」(中国語:最高人民法院關於廢止部分司法解釋及相關規範性文件的決定)により計116本の司法解釈等が廃止された。

6 中国語:最高人民法院印發《關於貫徹執行〈中華人民共和國民法通則〉若干問題的意見(試行)》的通知

7 中国語:最高人民法院關於適用《中華人民共和國合同法》若干問題的解釋(一)

8 中国語:最高人民法院關於適用《中華人民共和國合同法》若干問題的解釋(二)

9 中国語:最高人民法院關於適用《中華人民共和國担保法》若干問題的解釋

10 中国語:最高人民法院關於適用《中華人民共和國物權法》若干問題的解釋(一)

11 中国語:最高人民法院關於適用《中華人民共和國民法總則》訴訟時效制度若干問題的解釋

12 「民事裁判業務における『労働組合法』の適用に係る若干の問題に関する解釈」等の27本の民事類司法解釈の改正に関する決定」(中国語:最高人民法院關於修改《最高人民法院關於在民事審判工作中適用〈中華人民共和國工會法〉若干問題的解釋》等二十七件民事類司法解釋的決定)、『破産企業の国有割当土地使用権を破産財産に組み入れるべきか否か等の問題に関する回答』等の29本の商事類司法解釈の改正に関する決定」(中国語:最高人民法院關於修改《最高人民法院關於破産企業国有划拨土地使⽤權是否列入破産財產等問題的批復》等二十九件商事類司法解釋的決定)、『特許権侵害紛争事件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する解釈(二)』等の18本の知的財産類司法解釈の改正に関する決定」(中国語:最高人民法院關於修改《最高人民法院關於審理侵犯專利權糾紛案件應用法律若干問題的解釋(二)》等十八件知識產權類司法解釋的決定)、『人民法院の民事調解業務に係る若干の問題に関する規定』等の19本の民事訴訟類司法解釈の改正に関する決定」(中国語:最高人民法院關於修改《最高人民法院關於人民法院民事調解工作若干問題的規定》等十九件民事訴訟類司法解釋的決定)、『人民法院による鉄道運送貨物の差押えに係る若干の問題に関する規定』等の18本の執行類司法解釈の改正に関する決定」(中国語:最高人民法院關於修改《最高人民法院關於人民法院扣押鐵路運輸貨物若干問題的規定》等十八件執行類司法解釋的決定)により計111本の司法解釈が改正された。

13 中国語:最高人民法院關於審理民事案件適用訴訟時效制度若干問題的規定(2020修正)

14 中国語:最高人民法院關於審理買賣合同糾紛案件適用法律問題的解釋(2020修正)

15 中国語:最高人民法院關於審理技術合同糾紛案件適用法律若干問題的解釋(2020修正)

16 中国語:最高人民法院關於審理民間借貸案件適用法律若干問題的規定(2020第二次修正)

17 中国語:最高人民法院關於確定民事侵權精神損害賠償責任若干問題的解釋(2020修正)

18 中国語:最高人民法院關於審理人身損害賠償案件適用法律若干問題的解釋(2020修正)

- ・ 「情報ネットワークを利用した人身権益の侵害に係る民事賠償案件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する規定」¹⁹など

(c) 新たな司法解釈の制定

民法典を直接に補充するものとして、新たに下記 5 つの司法解釈が制定された。

- ・ 『民法典』物権編の適用に関する解釈(一)²⁰
- ・ 『民法典』担保関連制度の適用に関する解釈²¹
- ・ 『民法典』婚姻・家庭編に関する解釈(一)²²
- ・ 『民法典』相続編に関する解釈(一)²³
- ・ 『民法典』の時間的効力の適用に関する若干の規定²⁴

② 民法典施行後の動向

民法典の各則(すなわち、総則編以外の編)に関する司法解釈として、上記①(c)で述べたとおり、民法典施行当時には物権編(担保制度も含む)、婚姻・家庭編及び相続編に関する司法解釈が制定・施行された。その後、2022 年には、総則編に関する司法解釈も制定・施行され、契約編の通則部分に関する司法解釈については意見募集が行われた²⁵。権利侵害編に関しては、知的財産権侵害、生態環境侵害、個人情報侵害等の紛争類型ごとの司法解釈の制定に関する動きがあるものの、権利侵害編全般に関する司法解釈は従前も定められておらず、目下制定の動向も見受けられない。

(a) 総則編に関する司法解釈の新たな制定・施行

総則編の司法解釈として、2022 年 2 月 24 日に『民法典』総則編の適用における若干の問題に関する解釈(以下「総則編司法解釈」という。)²⁶が公布され、同年 3 月 1 日に施行された。同解釈の要点としては、主に以下のものが挙げられる²⁷。

- ・ 一般規定については、民法典と他の民事関連の法律規定の適用関係が明確にされたうえ、民法典で一般条項として新設された権利濫用(民法典 132 条)の認定及び法的効果が定められた。
- ・ 法律行為については、意思表示の瑕疵としての錯誤(中国語:重大誤解)、詐欺、脅迫の構成要件が精緻化されたとともに、法律行為不成立の法的効果が明確にされ、不能条件が付された法律行為の効力が再整理された。
- ・ 代理については、共同代理における一部代理人による無権代理(表見代理が成立する場合を含む)の法的効果や表見代理の成立要件の判断要素が追記されるとともに、無権代理と表見代理における立証責任の分配が明確にされた。
- ・ 時効については、民法典では 3 年間の普通訴訟時効と 20 年の最長権利保護期間が定められているところ、延長の可否について前者は延長不可という旨の規定が設けられた²⁸。

¹⁹ 中国語: 最高人民法院关于审理利用信息网络侵害人身权益民事纠纷案件适用法律若干问题的规定(2020 修正)

²⁰ 中国語: 最高人民法院关于适用《中华人民共和国民法典》物权编的解释(一)

²¹ 中国語: 最高人民法院关于适用《中华人民共和国民法典》有关担保制度的解释

²² 中国語: 最高人民法院关于适用《中华人民共和国民法典》婚姻家庭编的解释(一)

²³ 中国語: 最高人民法院关于适用《中华人民共和国民法典》继承编的解释(一)

²⁴ 中国語: 最高人民法院关于适用《中华人民共和国民法典》时间效力的若干规定

²⁵ 契約編の各則部分に定める各契約の類型に応じて司法解釈が別途多数制定されており、上記①(b)で述べたように、調整の必要に応じて改正がなされている。

²⁶ 中国語: 最高人民法院关于适用《中华人民共和国民法典》总则编若干问题的解释

²⁷ 詳細は弊所 HP 掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2022 年 3 月 15 日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_220315.html)を参照されたい。

²⁸ 最長権利保護期間については、民法典 188 条 2 項によれば延長可能となっている。なお、普通の訴訟時効は停止・中断(日本の民法にいう時効の「完成猶予」・「更新」に相当する)が可能であり、最長権利保護期間は客観的期間として停止・中断が不可という従前の司法解釈(廃止)の原則は、総則編司法解釈にも明記された。

(b) 契約編の通則部分に関する司法解釈の意見募集

2022年11月4日、最高人民法院は、『民法典』契約編通則部分の適用に関する解釈(意見募集稿)²⁹を公示し、同月20日まで意見募集を行った。(i)契約成立に必要な合意すべき要素及びその例外、(ii)契約締結上の過失による損害賠償の範囲及び契約締結過程における第三者の責任、(iii)予約契約の認定及び違反時の責任、(iv)定型約款組入時に必要な注意・説明義務の具体的な履行方法、(v)強行規定に違反する契約の効力判断基準、(vi)越権代理・代表時に締結した契約の効力、(vii)二重債権譲渡における優劣判断方法、(viii)事情変更の原則の適用場面の明確化、(ix)著しく軽微な違約などの合意解除権行使に対する制限事由、(x)違約責任に基づく損害賠償請求時の得られたであろう利益(いわゆる履行利益に相当すると思われる。)の算定方法といった、実務と関わりの深い内容が盛り込まれている³⁰。ただ、一部の規定については、学术界や実務界の関係者から見直す余地があるとの意見もあり³¹、今後正式に公布される司法解釈に留意する必要がある。

(c) 知的財産権侵害事件に関する動向³²

民法典1185条は、故意に他人の知的財産権を侵害し、情状が深刻な場合には、権利者が相応の懲罰的賠償を請求することができる³³と定めている。この点、「商標法」は民法典に先立ち、2019年の改正で懲罰的賠償について通常の賠償額の1倍以上5倍以下の基準を定め、また、「特許法」及び「著作権法」は民法典の公布と同時期に、2020年の改正で同趣旨の懲罰的賠償に関する規定を設けた。こうした背景を踏まえ、2021年3月に最高人民法院は「知的財産権を侵害する民事案件における懲罰的責任の適用に関する解釈」³³を公布し、「故意」及び「情状が深刻」の要件の認定方法を具体化する一方で、懲罰的賠償の倍数の決定については故意の程度や状況の深刻度など抽象的な考慮要素を定めたことと、各人民法院の自由裁量に委ねている³⁴。

(d) 新たに制定されたその他の司法解釈

民法典施行後、民法典を上位法として、個人情報に係る人格権侵害については「顔認証技術の使用による個人情報の取扱いに関連する民事事件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する規定」³⁵(2021年8月1日施行)、財産権侵害については「植物新品種権侵害紛争事件の審理における具体的な法律適用問題に関する若干の規定(二)」(2021年7月

²⁹ 中国語:最高人民法院关于适用《中华人民共和国民法典》合同编通则部分的解释(征求意见稿)

³⁰ 詳細は弊所HP掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2022年12月16日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_221216.html)を参照されたい。

³¹ 例えば、契約締結上の過失による損害賠償の範囲について信頼利益にとどめるべきという点において異論はないが、同意見募集稿5条2項によれば、信義誠実の原則に重大に違反した場合に契約締結機会の喪失に係る損失が賠償されると明記された。しかし、契約締結機会の喪失に係る損失は、発生の確実性に欠ける上、実務上の客観的な算定が困難であり、実際の裁判においてもその賠償を認めた事案がかなり一部の類型に限られていることから、契約締結機会喪失に関する損失賠償の明文化の要否について疑問が呈されている。

³² 民法典施行当時、知的財産権侵害紛争において実務で頻繁に適用されている「特許権侵害紛争事件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する解釈(二)」(中国語:最高人民法院关于审理侵犯专利权纠纷案件应用法律若干问题的解释(二))、「商標民事紛争事件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する解釈」(中国語:最高人民法院关于审理商标民事纠纷案件适用法律若干问题的解释)、「特許紛争事件の審理における法律適用の問題に関する若干の規定」(中国語:最高人民法院关于审理专利纠纷案件适用法律问题的若干规定)、「著作権民事紛争事件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する解釈」(中国語:最高人民法院关于审理著作权民事纠纷案件适用法律若干问题的解释)、「情報ネットワーク伝達権侵害による民事紛争事件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する規定」(中国語:最高人民法院关于审理侵害信息网络传播权民事纠纷案件适用法律若干问题的解释)など計18本の司法解釈は、前掲注12に記載された「『特許権侵害紛争事件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する解釈(二)』等の18本の知的財産類司法解釈の改正に関する決定」により改正され、2021年1月1日に民法典と同時に施行された。

³³ 中国語:最高人民法院关于审理侵害知识产权民事案件适用惩罚性赔偿的解释

³⁴ 同司法解釈の公布に合わせ、最高人民法院が2021年3月15日に公表した知的財産権侵害民事事件における懲罰的賠償の適用に係る典型裁判事例には、懲罰的賠償の上限5倍の基準が適用された事案もあった(「カーボポール(Carbopol)技術秘密侵害事件」(<https://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-290651.html>))。判決そのものは民法典施行前に言い渡されたものであるが、同司法解釈の適用を例示するものとして典型裁判事例に選ばれた。

³⁵ 中国語:关于审理使用人脸识别技术处理个人信息相关民事案件适用法律若干问题的解释

7 日施行)³⁶、生態環境侵害については「生態環境権利侵害事件における禁止令保全措置の適用に関する若干の規定」³⁷(2022 年 1 月 1 日施行)、「生態環境権利侵害紛争事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈」³⁸(2022 年 1 月 20 日施行)などが制定された。そのほか、「オンライン消費紛争事件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する規定(一)」³⁹(2022 年 3 月 15 日施行)、「証券市場における虚偽記載による権利侵害民事賠償事件の審理に関する若干の規定」⁴⁰(2022 年 1 月 22 日施行)、「銀行カード民事紛争事件の審理における若干の問題に関する規定」⁴¹(2021 年 5 月 25 日施行)なども制定された⁴²。

(2) 民法典施行後の裁判実務の状況

① 指導的裁判事例(中国語:指导性案例)

中国では、2010 年より「裁判事例指導制度」(中国語:案例指导制度)⁴³が導入され、2011 年から現時点まで計 211 件の指導的裁判事例が公表されている。民法典の施行に伴い、今まで公表された指導的裁判事例に対して全面的な整理が行われ、そのうちの 2 件(9 号、20 号指導的裁判事例)は今後参照しないと決定された⁴⁴。また、民法典の規定を適用した指導的裁判事例は、現時点まで計 15 件⁴⁵が公表され、そのうち、生態環境権利侵害責任、違約責任(違約金の調整も含む。)、債権の保全に関するものが多いように見受けられる。実務上最も関心を集める問題の一つである違約金の増減請求(民法典 585 条⁴⁶)について、指導的裁判事例は個々の事案に応じて帰責事由の程度、業界の特性、違約金約定時の予見可能性などを考慮したうえ、公平や信義誠実の原則に基づき裁量的に判断するという傾向を示している(189 号指導的裁判事例は違約金の減額請求を一部認めたのに対し、166 号指導的裁判事例は減額を否定した。)。なお、公序良俗に違反する民事法律行為の無効は民法典により新設された規定(民法典 153 条)であるところ、170 号指導的裁判事例は裁判実務における無効認定の実例を示してくれたものといえる⁴⁷。

② 典型裁判事例(中国語:典型案例)

指導的裁判事例のほか、最高人民法院は、民法典を適用した裁判事例(主に財産権紛争、人格権紛争、知的財産権・不正競争紛争、生態環境紛争など)について、2022 年 2 月 25 日に「人民法院による民法典の貫徹執行の裁判事例(第 1 回)」

³⁶ 中国語:关于审理侵害植物新品种权纠纷案件具体应用法律问题的若干规定(二)

³⁷ 中国語:关于生态环境侵权案件适用禁止令保全措施的若干规定

³⁸ 中国語:关于审理生态环境侵权纠纷案件适用惩罚性赔偿的解释

³⁹ 中国語:最高人民法院关于审理网络消费纠纷案件适用法律若干问题的规定(一)

⁴⁰ 中国語:最高人民法院关于审理证券市场虚假陈述侵权民事赔偿案件的若干规定

⁴¹ 中国語:最高人民法院关于审理银行卡民事纠纷案件若干问题的规定

⁴² 最高人民法院ホームページ(<https://www.court.gov.cn/fabu-gengduo-16.html>)より整理。

⁴³ 英米法や日本と異なり、中国の裁判例は一般的に法的拘束力も事実上の拘束力もないと解されている。もっとも、最高人民法院が公表する指導的裁判事例は、法源としての効力を有しないものの、下級人民法院は類似する案件を審判するにあたりこれを参照すべきであると明記している規定がある(「裁判事例指導業務に関する規定」(中国語:最高人民法院关于案例指导工作的规定)7 条)ため、実務においては重要な役割を果たしているといえる。

⁴⁴ 「一部の指導的裁判事例を参照しないことに関する通知」(中国語:最高人民法院关于部分指导性案例不再参照的通知)

⁴⁵ 指導的裁判事例 149 号、152 号、166 号、167 号、168 号、169 号、170 号、171 号、172 号、175 号、189 号、205 号、206 号、207 号、210 号

⁴⁶ 民法典 585 条 2 項は「約定された違約金もたらされた損害を下回る場合には、人民法院又は仲裁機構は、当事者の請求に基づき、増額することができる。約定された違約金もたらされた損害を著しく上回る場合には、人民法院又は仲裁機構は、当事者の請求に基づき、適切に減額することができる。」と定めている。

⁴⁷ 170 号指導的裁判事例は、社会公共利益に違反する契約は無効であるという従前の契約法 52 条 4 号を引用しつつ、民法典 153 条への該当性も明記し、民法典 153 条の適用として指針を与えたものといえる。

(13 件)⁴⁸、そして 2023 年 1 月 12 日「人民法院による民法典の貫徹執行の裁判事例(第 2 回)」(16 件)⁴⁹を公表した。人格権を対象としたものとしては、2022 年 4 月 11 日に AI や個人情報などに関する人格権侵害を含む「民法典公布後における人格権の司法保護に係る典型的民事裁判事例」(9 件)⁵⁰も公表されている。典型裁判事例はそもそも人民法院が裁判するにあたり参考程度にとどめたものであるが、上記の典型裁判事例は最高人民法院が膨大な裁判事例から選出した重要な先例として、民法典を適用するうえでの指針となると思われる。

2. 民事訴訟関連

中国の民事訴訟制度は、法律である「民事訴訟法」⁵¹(以下「民訴法」又は「現行法」という。)及び司法解釈である『「民事訴訟法」の適用に関する解釈』⁵²(以下「民訴法司法解釈」という。)をバックボーンとして、個別の手續上の問題に関するその他の様々な司法解釈や司法規范文書などにより構成されている。「繁簡分流」改革⁵³及び裁判手續のオンライン化⁵⁴といった近年の動向に立脚し、2022 年に民事訴訟制度について大幅な改正が行われたが、クロスボーダービジネスの観点から、下記の改正は注目に値する。

(1) 民訴法及び民訴法司法解釈の改正

① 民訴法

民訴法は、1991 年の施行以降、4 回(2007 年、2012 年、2017 年、2021 年)の改正を経ており、2022 年 1 月 1 日に施行された 4 回目の改正では、2019 年から試験的に行われていた「繁簡分流」改革の成果が法律レベルに反映された。改正の要点としては、オンライン訴訟の法的効力を明確に認めたこと、1 人の裁判官で審理する一人制(中国語: 独審制)を適用できる事件の範囲を拡大したこと、判決書を含む全ての訴訟文書について電子送達を認めたこと、少額訴訟手續を利用できる訴額基準を緩和したこと、調解合意⁵⁵確認手續(以下「司法確認」という。)の対象範囲も拡大したことなどが挙げられる⁵⁶。今回の改正により、外商投資企業を含む民事訴訟当事者の訴訟コストの削減や手續上の負担の軽減が期待される。

なお、今回の改正に向けて、全国人民代表大会常務委員会は 2022 年 12 月 30 日に「民事訴訟法(改正草案)」⁵⁷を公布し、意見募集を開始した。同草案では、特に涉外事件について中国の人民法院の管轄権が拡大されるとともに(下記(3)②を

⁴⁸ 中国語: 人民法院贯彻实施民法典典型案例(第一批)

⁴⁹ 中国語: 人民法院贯彻实施民法典典型案例(第二批)

⁵⁰ 中国語: 民法典颁布后人格权司法保护典型民事案例

⁵¹ 中国語: 中华人民共和国民事诉讼法

⁵² 中国語: 最高人民法院关于适用《中华人民共和国民事诉讼法》的解释

⁵³ 繁簡分流とは、人民法院が事件の複雑度に応じて事件を分類したうえで、簡易な事件を素早く審理し、複雑な事件を丁寧に審理することをいい、その目的は、司法資源をより効率的に利用することにある。「繁簡分流」改革は、2019 年「最高人民法院に授権し一部の地域において民事訴訟手續の繁簡分流に係る改革試行業務を実施させることに関する全国人民代表大会常務委員会の決定」(中国語: 全国人民代表大会常务委员会关于授权最高人民法院在部分地区开展民事诉讼程序繁簡分流改革试点工作的决定)により、20 都市の人民法院において 2 年間にわたって試験的に行われた。

⁵⁴ 最高人民法院は、2021 年 5 月に「人民法院情報化建設五ヵ年發展計画」(中国語: 人民法院信息化建设五年发展规划(2021-2025))を公布し、第 14 次五ヵ年計画期間中のスマート裁判所を建設する目標、重要な課題、実施ルートを明確にした。

⁵⁵ 調解合意とは、法により設立された調解組織(法律、行政法規、地方性法規、部門規則等の規规范性文書により定められた要件及び手續に従い成立し、民政部門又は市場監督管理部門等の登記・届出を経て、相応の資質証書を取得した調解組織を指す(「民事訴訟手續繁簡分流改革試験に係る回答基準(二)」(中国語: 最高人民法院关于印发《民事诉讼程序繁簡分流改革试点问答口径(二)》的通知。))の調停を経て成立する和解合意を指す。

⁵⁶ 詳細は弊所 HP 掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2022 年 1 月 14 日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_220114.html)を参照されたい。

⁵⁷ 中国語: 中华人民共和国民事诉讼法(修正草案)

参照)、涉外送達手段の充実化など手続上の利便性の向上、外国判決・仲裁判断の承認及び執行に関する規則の明確化なども図られている⁵⁸。

② 民訴法司法解釈

民訴法司法解釈については、2022年4月1日に2回目の改正が行われた(同月10日施行)。上記の民訴法の2021年改正に伴い、裁判手続の効率化を実現すべく、簡易手続、少額訴訟手続、送達手段、司法確認等に関する規定の詳細化が行われた。

(2) 訴訟手続オンライン化に関する立法動向

民訴法2021年改正に先立ち、最高人民法院は、オンライン裁判の整備を促進すべく、2021年6月に「人民法院オンライン訴訟規則」を、同年12月に「人民法院オンライン調解規則」をそれぞれ公布した。また、2021年改正後の民訴法16条は、オンラインでの訴訟活動がオフラインでの訴訟活動と同等な法的効力を有することを明記した。これらの背景を踏まえ、最高人民法院は2022年に「人民法院オンライン運行規則」⁵⁹を公布し、オンライン訴訟やオンライン調解に必要な技術的サポート体制の構築(主にスマート裁判やスマート執行などを含むスマート裁判所情報システムの構築、個別のプラットフォーム又はシステム等を通じた活用方法、それらに関する運行管理)を推進した⁶⁰。

また、同規則の施行に合わせて、最高人民法院は、2022年3月1日、インスタントメッセージングアプリであるWeChatにおいて運営されていたミニプログラム「中国移动微法院」を、「人民法院オンラインサービス」(中国語: 人民法院在线服务)に名称を変え、同規則5条の定める人民法院スマートサービスシステムに正式に組み入れた。コロナ禍において、WeChatがこれまで以上に広く使われていたことを踏まえた、中国の特色ある対策といえる。また、「人民法院オンラインサービス」は、人民法院スマートサービスシステムに組み入れられた他のプラットフォーム⁶¹とも連動し、人民法院がオンラインサービスを提供するためのポータルサイトとして機能しているため、今後、外国又は現地にいる中国ビジネス関係者が訴訟手続オンライン化によるメリットを享受するためには、WeChat上の「人民法院オンラインサービス」の使い方を熟知しておく必要も出てくるかもしれない。

なお、訴訟手続オンライン化に伴い、司法の信頼性を高めるべく、ブロックチェーンを司法に活用する試みとして、最高人民法院は、2022年5月2日に「ブロックチェーンの司法応用の強化に関する意見」⁶²を公布(同日施行)した。同意見は、司法ブロックチェーンプラットフォームを構築するとともに、ブロックチェーンの技術により電子証拠、訴訟文書等の司法データの真実性を検証するなど多角的な司法応用を目指したものである。

(3) 涉外事件の管轄に関する規制の変容

① 涉外民商事事件の審級管轄の調整

涉外民商事事件の審級管轄について、従来は「原則は管轄の集中、例外は下級人民法院への管轄委譲」という基本方針が採られていたところ、最高人民法院が2022年11月14日に公布した「涉外民商事事件の管轄に係る若干の問題に関する規定」により、「原則は下級人民法院への管轄委譲、例外は管轄の集中」という方針に切り替わった。

なお、同規定は、中級人民法院が受理・管轄する事件の訴額の下限を、都市規模に応じて4,000万人民元又は2,000万人民元まで引き上げ、結果的には基層人民法院の涉外民商事事件に対する管轄権を広げた⁶³。

⁵⁸ 詳細は弊所HP掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2023年1月16日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_230116.html)を参照されたい。

⁵⁹ 中国語: 人民法院在线运行规则

⁶⁰ 詳細は弊所HP掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2022年3月15日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_220315.html)を参照されたい。

⁶¹ 電子訴訟プラットフォーム(<http://cms.ahgyss.cn:9999/login?fy=1461>)など

⁶² 中国語: 最高人民法院关于加强区块链司法应用的意见

⁶³ 詳細は弊所HP掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2022年12月16日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_221216.html)を参照されたい。

② 涉外民事事件の管轄規則に関する立法動向

上記(1)①で述べた2022年12月30日公布の「民事訴訟法(改正草案)」では、特に涉外事件の合意管轄、土地管轄、専属管轄等について新たな規定が盛り込まれた。同草案によれば、(a)合意管轄について、紛争と実際に関連のある地点が中国領域内にない場合であっても、当事者が書面により中国の人民法院を合意管轄として選択したときには、人民法院は裁判管轄権を有することが規定された。(b)土地管轄においては、人民法院が管轄できる涉外民事事件の類型として、従来の財産権益紛争に加え、非財産権益紛争が追加された。なお、中国領域内に住所を持たない者を被告とする涉外民事事件について、現行法の掲げたもの(契約締結地、契約履行地、訴訟目的物の所在地、差押えに供することができる財産の所在地、権利侵害行為地又は代表機構の住所地の中国の人民法院)に加え、不法行為結果発生地及びその他の適切な関連のある中国の人民法院も管轄権を有する旨の規定が追加された。(c)専属管轄については、人民法院が専属管轄権を有する涉外民事事件の類型が追加された。(d)越境 EC などのクロスボーダー消費や情報ネットワークを利用した権利侵害行為に関する涉外民事事件の管轄に関するルールも明確化された。そのほか、外国の裁判所との管轄権の競合における調整規定も新設された⁶⁴。

3. データ三法関連

中国では、2017年に「サイバーセキュリティ法」⁶⁵、2021年に「データセキュリティ法」⁶⁶及び「個人情報保護法」⁶⁷がそれぞれ施行された。2022年にはかかる3つの法律(以下「データ三法」という。)の実施に関する法令やガイドラインなどが次々と制定・改正され、サイバーセキュリティ法の改正に関する動きも見られた。また、データ三法違反を理由に極めて高額な過料が科された処罰事例も記憶に新しい⁶⁸。その意味でも、中国においてビジネスを展開するグローバル企業にとって、特にコンプライアンスの視点から下記の立法動向は注目に値する。

(1) データ越境移転に関する規制の整備

データ三法により、データの越境移転に関する基本的な枠組みが構築されている。すなわち、(i)重要データ⁶⁹及び一部のデータ取扱者の取り扱う個人情報⁷⁰を中国国外に移転させる前には、国家インターネット情報弁公室(以下「CAC」という。)が組織する安全評価(以下「安全評価」という。)に合格することが、(ii)(安全評価を要しない場合において)データ取扱者の取り扱う個人情報を中国国外に移転させる前には、専門機構が行う個人情報保護認証(以下「保護認証」という。)を経ていること、又はCACの公布する標準契約(以下「標準契約」という。)に従って移転先と契約を締結することが求められている。したがって、下表のように、移転対象となるデータの種類やデータ取扱者によって講じなければならない越境移転の前提手段が異なるといえる。

⁶⁴ 詳細は弊所 HP 掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2023年1月16日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_230116.html)を参照されたい。

⁶⁵ 中国語: 网络安全法

⁶⁶ 中国語: 数据安全法

⁶⁷ 中国語: 个人信息保护法

⁶⁸ 配車サービス大手であるケイマン法人「DiDi Global Inc.」(以下「DiDi Global」という。)が2021年6月30日にニューヨーク証券取引所での上場を果たしたその直後の7月2日に、中国の国家インターネット情報弁公室が設立したサイバーセキュリティ審査弁公室は、同社傘下のオンライン配車サービス「滴滴出行(DiDiChuxing)」について、サイバーセキュリティ審査を開始する旨を公告した。そして、約1年後の2022年7月21日に、同弁公室は、データ三法への違反を理由に、DiDi Global に対して80.26億人民元(約1,600億円)の過料に処すると発表した。詳細は弊所 HP 掲載の「中国個人情報保護法に基づく外国企業に対する中国初の処罰事例について～配車サービス大手「DiDi Global Inc.」に過料1,600億円、役員にも処罰～(2022年12月2日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_221202.html)を参照されたい。

⁶⁹ 重要データとは、一旦改ざん、破壊、漏えい又は不法取得、不法利用等に遭遇すれば、国の安全、経済運営、社会的安定性、公共の健康及び安全等に危害を及ぼすおそれがあるデータをいう。

⁷⁰ 個人情報とは、電子その他の方法により記録される、既に識別され、又は識別可能な自然人に関する各種情報をいうが、匿名化処理後の情報は含まない。

データの種類	データ取扱者	根拠法	越境移転の前提手段
重要データ	CIIO ⁷¹	サイバーセキュリティ法 データセキュリティ法	① 安全評価の合格
	その他データ取扱者	データセキュリティ法	
個人情報	CIIO	サイバーセキュリティ法 個人情報保護法	
	人数基準を満たす者 ⁷²	個人情報保護法	② 保護認証の合格
	CIIO・人数基準を満たす者以外	個人情報保護法 個人情報保護法	③ 標準契約の締結

上表の越境移転の前提手段については、下記の各種立法により、①安全評価の実施が開始され、②保護認証に関するルールが次第に明確になり、③CAC による標準契約の制定作業が進んでいる状況にあるといえる。

① 安全評価について

重要データ及び個人情報の越境移転に係る安全評価制度の細則として、「データ越境移転安全評価弁法」⁷³(以下「安全評価弁法」という。)が CAC により 2022 年 7 月 1 日に公布された(同年 9 月 1 日施行)⁷⁴。また、安全評価申告手続のガイドラインとしては、「データ越境移転安全評価申告ガイドライン(第 1 版)」⁷⁵が同年 8 月 31 日に公布された⁷⁶。さらに、一部の地方では、データ越境移転安全評価申告の手続に関するマニュアルが制定された⁷⁷。これらの立法により、安全評価の実施が既に開始されており、初の合格事例も関係当局の発表によって確認されている⁷⁸。

企業は、データの越境移転を行おうとする場合、CIIO に該当するか否か、重要データの取扱いの有無、個人情報を取り扱っている場合は人数基準を満たすか否かについて確認し、安全評価の対象に該当すると判断したときには、上記法令等に従って安全評価の申告を行う必要がある。なお、かかる申告を行う前に、(a)データ越境移転リスク自己評価を行い、その報告書を作成し、(b)中国国外の移転先と締結予定のデータ越境移転に関する契約を準備する必要がある。

② 保護認証について

保護認証は、安全評価を要する場面に該当しないことを前提に、個人情報の越境移転が実施される際のアプローチの一

⁷¹ CIIO(重要情報インフラ運営者)とは、公共通信及び情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政務、国防・科学技術工業等の重要な産業及び分野における、並びにその他の破壊、機能喪失又はデータの漏えいにひとたび遭遇すれば国の安全、国民経済・民生、公共の利益に重大な危害を及ぼすおそれがある、重要なネットワーク施設、情報システム等の運営者をいう。

⁷² 人数基準を満たす者については、CAC が「個人情報保護法」に基づいて制定した「データ越境移転安全評価弁法」(後述①を参照)においてかかる基準が明確になった。すなわち、(a)100 万人分以上の個人情報を取り扱っている者、(b)前年 1 月 1 日以降、累計で 10 万人分の個人情報の越境移転を行った者、又は(c)前年 1 月 1 日以降、累計で 1 万人分のセンシティブ個人情報の越境移転を行った者を指す。

⁷³ 中国語: 数据出境安全评估办法

⁷⁴ 詳細は弊所 HP 掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2022 年 8 月 15 日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_220815.html)を参照されたい。

⁷⁵ 中国語: 数据出境安全评估申报指南(第一版)

⁷⁶ 詳細は弊所 HP 掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2022 年 9 月 15 日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_220915.html)を参照されたい。

⁷⁷ 例えば、「江蘇省データ越境移転安全評価申告業務マニュアル(第 1 版)」(中国語: 江苏省数据出境安全评估申报工作指引(第一版))、「浙江省データ越境移転安全評価申告書類マニュアル」(中国語: 浙江省数据出境安全评估申报材料指引)

⁷⁸ 2023 年 1 月 18 日に北京市インターネット情報弁公室が公表した情報によれば、首都医科大学付属北京友誼医院とオランダのアムステルダム大学医学センターとの共同研究プロジェクトは、医療健康データの越境移転が安全評価に合格し、データ越境移転安全評価の初の合格事例となった。

つとされている。

これについて、2022年11月4日、国家市場監督管理総局及びCACは、「個人情報保護認証の実施に関する公告」⁷⁹を公布し、個人情報取扱者が保護認証を通じて個人情報に対する保護能力を強めることを奨励すると共に、具体的な認証業務に係る指導ガイドラインとしての「個人情報保護認証実施規則」を公布した。同規則によれば、個人情報の越境移転を行う個人情報取扱者においては、「情報安全技術—個人情報安全規範」⁸⁰のほか、「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン—個人情報越境取扱活動安全認証規範」⁸¹(以下「認証規範」という。)に定める要求をも満たす必要があるとされている⁸²。

また、上記の認証規範については、全国情報安全標準化技術委員会⁸³秘書処は、2022年6月24日にその第1版⁸⁴を公布した後、同年11月8日における認証規範V2.0の意見募集稿⁸⁵の公示を経て、同年12月16日に認証規範V2.0を正式に公布した。同規範では、認証の適用事由、認証の申請主体及び基本原則が明確化され、かつ、個人情報越境取扱活動を実施する際の基本要件及び個人情報主体の權益に対する保障が定められた⁸⁶。

なお、上記規則や規範などによって保護認証がどのように実施されるか、どのような要件を満たす必要があるかは明らかになったものの、認証機構のリストなどがまだ公表されていないため、関連立法を引き続き注視する必要がある。

③ 標準契約について

標準契約の締結は、保護認証と同様に、安全評価を要する場面に該当しないことを前提に、個人情報の越境移転が実施される際のアプローチの一つとされている。

これについて、2022年6月30日、CACは、「個人情報越境移転標準契約規定(意見募集稿)」⁸⁷を公示し、標準契約のフォーマットを公示した。同意見募集稿によれば、(a)個人情報越境移転の前に、個人情報保護影響評価を行うこと、(b)標準契約の発効日から10営業日以内に、標準契約及び個人情報保護影響評価報告を所在地の省レベルのネットワーク情報部門に届け出ることなどが求められている。また、標準契約のフォーマットでは、中国国外の移転先の義務に関する条項として、移転元に対して負う義務のみでなく、個人情報主体に対して負う義務及び監督機関からの監督・管理を受ける義務も設けられている⁸⁸。

なお、標準契約に関する規定の公布は、現時点では上記意見募集稿にとどまっているため、今後の動向を引き続き注視する必要がある。

(2) サイバーセキュリティ法の改正動向

2017年6月1日の施行から既に5年以上経過しているサイバーセキュリティ法について、CACは2022年9月、「『サイバー

⁷⁹ 中国語: 关于实施个人信息保护认证的公告

⁸⁰ 中国語: 信息安全技术 个人信息安全规范

⁸¹ 中国語: 网络安全标准实践指南—个人信息跨境处理活动安全认证规范

⁸² 詳細は弊所 HP 掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2022年12月16日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_221216.html)を参照されたい。

⁸³ 全国情報安全標準化技術委員会は、国家標準化管理委員会が設立の承認・指導をし、かつ、業務上は、中央サイバーセキュリティ及び情報化委員会弁公室の指導を受け、情報安全標準化の技術業務に従事している組織である。

⁸⁴ 詳細は弊所 HP 掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2022年7月15日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_220715.html)を参照されたい。

⁸⁵ 詳細は弊所 HP 掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2022年12月16日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_221216.html)を参照されたい。

⁸⁶ 詳細は弊所 HP 掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2023年1月16日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_230116.html)を参照されたい。

⁸⁷ 中国語: 个人信息出境标准合同规定(征求意见稿)

⁸⁸ 詳細は弊所 HP 掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2022年7月15日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_220715.html)を参照されたい。

セキュリティ法』の改正に関する決定(意見募集稿)⁸⁹を公示した。同意見募集稿では、(a)ネットワーク運営セキュリティに関する一般的な規定に違反した場合の法的責任、(b)重要情報インフラセキュリティの保護に関する法的責任、(c)ネットワーク情報セキュリティに関する法的責任等が強化され、法的責任に関する条文の統合や処罰の幅の調整が行われた。特に、「前年度売上の5%以下の過料」が過料の算定方法として新たに追加され、過料の上限が大幅に引き上げられる可能性がある点については留意が必要である⁹⁰。サイバーセキュリティ法の改正はまだ意見募集段階ではあるが、ネットワーク運営者としては、罰則強化の動向を注視し、ネットワーク運営セキュリティの保護、ネットワーク情報セキュリティの保護及び個人情報保護等に関する義務の履行を徹底し、これらの履行の不備の有無を今一度確認することが望まれる。

(3) サイバーセキュリティ審査弁法の廃止制定

「国家安全法」⁹¹及びサイバーセキュリティ法の下位法として、2020年4月13日に「サイバーセキュリティ審査弁法」⁹²(以下「旧弁法」という。)が公布された(同年6月1日施行)。その後、2021年9月1日に施行されたデータセキュリティ法においてデータセキュリティ審査制度が構築され、また、同日に施行された「重要情報インフラ安全保護条例」⁹³においてサイバーセキュリティ法に基づく重要情報インフラの規制に対してより具体的な規定が置かれたことを受け、CACを含む13の関係部門は、2021年12月28日に旧弁法と同名の「サイバーセキュリティ審査弁法」(以下「新弁法」という。)を公布した(2022年2月15日施行)。旧弁法と比較して、新弁法では、①適用範囲が拡大され、CIIOが実施する、国の安全に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるネットワーク製品及びサービスの調達のほか、ネットワークプラットフォーム運営者が実施する、国の安全に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるデータ取扱活動も審査対象に追加され、②100万人以上のユーザーの個人情報を把握するネットワークプラットフォーム運営者が中国国外において上場する場合に、必ずサイバーセキュリティ審査を申請しなければならないことが明確にされた。なお、「ネットワークプラットフォーム運営者」については、新弁法及びその関連法令のいずれにおいても定義が設けられていないため、その範囲がやや不明確といえる。そのため、引き続き、サイバーセキュリティ審査制度の立法動向及び運用状況を注視する必要がある⁹⁴。

(4) 工業分野のデータセキュリティ管理に関する規制の整備

工業・情報化分野におけるデータ取扱活動を規範化し、データセキュリティ管理を強化するため、工業情報化部は、2021年9月及び2022年2月の2度の意見募集⁹⁵を経て、ほぼ2022年の意見募集稿を踏襲した内容で、2022年12月8日に、工業・情報化分野におけるデータ(以下「工業・情報化データ」という。)セキュリティ管理に係る総括的な法令として、「工業・情報化分野データセキュリティ管理弁法(試行)」⁹⁶を正式に公布した。同弁法は、中国国内において実施される工業・情報化データ⁹⁷取扱活

⁸⁹ 中国語: 关于修改《中华人民共和国网络安全法》的决定(征求意见稿)

⁹⁰ 詳細は弊所 HP 掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2022年10月14日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_221014.html)を参照されたい。

⁹¹ 中国語: 国家安全法

⁹² 中国語: 网络安全审查办法

⁹³ 中国語: 关键信息基础设施安全保护条例

⁹⁴ 詳細は弊所 HP 掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2022年1月14日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_220114.html)を参照されたい。

⁹⁵ 第1回意見募集稿と第2回意見募集稿との比較については、弊所 HP 掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2022年3月15日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_220315.html)を参照されたい。

⁹⁶ 中国語: 工业和信息化领域数据安全管理办法(试行)

⁹⁷ 工業・情報化データの種類には、「工業データ」、「電信データ」及び「無線電信データ」が含まれる。「工業データ」とは、工業の各業種・各分野における研究開発・設計、生産・製造、経営・管理、運営・メンテナンス、プラットフォーム運営等の過程で生成及び収集されたデータをいい、「電信データ」とは、電信業務の経営活動において生成及び収集したデータをいい、「無線電信データ」とは、無線電信業務活動において生成及び収集された無線電信周波数、無線局(ステーション)等の電波パラメータのデータをいう。

動⁹⁸及びそのセキュリティに対する監督管理を適用範囲とし、データの類別・等級別管理、重要データの識別及び届出に関する要求、データの等級に相応するデータの各取扱段階における適切なセキュリティ管理及び保護要求等を規定している⁹⁹。同弁法は、工業・情報化データセキュリティ分野における規制当局の監督管理活動及び企業のコンプライアンス体制の構築・改善のための重要なガイドラインであるため、かかるデータ取扱活動に従事する企業は、同弁法の公布を受け、しかるべきデータセキュリティ管理体制を整備する必要があるといえる。

(5) データ関連の社会的責任の履行の推奨

データセキュリティ法、個人情報保護法等の法令における CSR に関する要求の組織による実施を促進し、法令及び基本的な道徳規範を遵守することを前提として、組織によるより高い社会的価値の実現及び持続可能な発展への最大限の取組みをサポートすることを目的として、中国サイバーセキュリティ産業連盟¹⁰⁰は、2022年9月8日における「データセキュリティ及び個人情報保護に係る社会責任指針」¹⁰¹の意見募集稿の公示を経て、同年12月30日に同指針を正式に公布した。同指針は、データセキュリティ及び個人情報保護について、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、企業運営、消費者保護、社会貢献活動等の視点から社会責任を果たすよう企業に推奨し、かつ、詳細な評価基準を提示しているところから、企業がデータ関連コンプライアンス体制を整備するうえで重要な参考になるとと思われる¹⁰²。

4. プラットフォーム経済・オンライン経営・消費者保護関連

近年、中国においては、インターネット(特にスマートフォンを介したモバイルインターネット)の普及に伴い、ネットショップ、ライブコマースなどのプラットフォームを利用した新しいオンラインビジネスモデルが続々と現われ、事業者には販売市場の拡大、消費者には生活の利便性の向上といった恩恵をもたらした。一方、プラットフォーム間の不正競争や独占行為、オンライン事業者の虚偽宣伝などの現象が多発し、消費者の利益が損なわれる懸念もまた高まってきた。こうした懸念の解消を視野に入れた立法活動も少なくなく、過去1年間では、反不正競争法改正草案や電子商取引・プラットフォーム関連紛争の審理に関する司法解釈が公布されたほか、中央・地方政府によるプラットフォーム経済・オンラインビジネスの健全化を目的とする一連の法令・政策も公布・公表された。本稿ではプラットフォーム経済・オンラインビジネスの健全化を目的とする一連の法令・政策について紹介し、2022年総括号Ⅱでは反不正競争法改正草案などを取り上げる。

(1) プラットフォーム経済の関連政策

中国のプラットフォーム経済の発展促進及び規範化の方向性を示した政策文書としては、「プラットフォーム経済の規範的、健康的、持続的な発展の推進に関する若干の意見」¹⁰³が挙げられる。同意見は、国家発展改革委員会を含む9部門が共同で公布したものであり、①プラットフォームのコンプライアンス管理制度や情報公示制度などを含む規則制度の構築及び健全化、②重点分野における独占・不正競争などの行為に対する監督管理の強化並びにデータ及びアルゴリズムのセキュリティに対する監督管理の模索、③プラットフォーム関連市場主体の登録登記の簡易化・規範化の推進及びプラットフォーム企業間の協力の推進を含む

⁹⁸ 「データ取扱活動」とは、データの収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開等が含まれるが、これらに限られないと定められている。

⁹⁹ 詳細は弊所 HP 掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2023年1月16日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_230116.html)を参照されたい。

¹⁰⁰ 中国サイバーセキュリティ産業連盟は、サイバーセキュリティ理論研究、技術研究開発、製品研究生産、評価・認証、教育・トレーニング、セキュリティサービス等の事業に携わる企業・事業団体及びユーザー団体により自発的に構成され、中央サイバーセキュリティ・情報化委員会弁公室の指導及び監督管理を受ける業界団体である。

¹⁰¹ 中国語: 数据安全和个人信息保护社会责任指南

¹⁰² 詳細は弊所 HP 掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2023年1月16日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_230116.html)を参照されたい。

¹⁰³ 中国語: 关于推动平台经济规范健康持续发展的若干意见

成長環境の最適化、④先端技術の研究開発、グローバル化の向上等の奨励や促進を含むイノベーション発展能力の強化、⑤経済のモデルチェンジの促進等について定めている¹⁰⁴。

上記意見と関連して、2022年12月に開催された中央経済工作会議¹⁰⁵(以下「2022 経済会議」という。)において、経済成長の牽引、雇用の創出及び国際競争の面におけるプラットフォーム企業の大いなる活躍を支援することが言及され、プラットフォーム企業の成長のためのサポートを引き続き行う姿勢が示された。

(2) オンラインビジネス及び消費者保護の関連規制強化

プラットフォーム経済の成長に伴い、インフルエンサーによるライブコマースをはじめとするオンライン消費の規模が拡大し、消費者権益の保護は、新たな局面を迎えているといえる。中国消費者協会がここ数年において毎年公表している『11.11 独身の日』消費権利保護世論分析報告¹⁰⁶などのレポートからも、オンライン消費関連の問題が連年新しい様相を呈していることが窺える。

2022年3月に公布された「ネットワーク消費紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定(一)」¹⁰⁷では、①オンライン消費における約款の無効事由の細分化、②一部の場合における責任主体の明確化、③虚偽宣伝の実施に係る契約の無効認定、④ライブコマースに関与する各当事者の責任分担等の内容が定められている¹⁰⁸。そして、同規定と関連して、2022 経済会議で決定された経済政策基本方針の下で、最高人民法院は「消費促進のための司法サービス・保障の提供に関する意見」¹⁰⁹を公布し、ライブコマースに関する電子商取引・プラットフォーム紛争事件における審理の適切化などの内容を規定し、消費者権益に対する司法保護の強化を再度強調した¹¹⁰。

また、特定分野の関連規制が強化されている。例えば、化粧品品の販売については、インターネット経由で販売されている化粧品に偽物や粗悪品が多く発見されている事態に対応し、消費者権益を保護すべく、国家医薬品监督管理局は「化粧品オンライン経営監督管理弁法」¹¹¹を起草し、2022年8月16日に同弁法の意見募集稿を公示した。同意見募集稿により、化粧品のECプラットフォーム経営者及びプラットフォーム内化粧品経営者についてはコンプライアンスの強化や責任の明確化が、当局については監督検査措置の充実や管轄権の細分化が、それぞれ図られている¹¹²。

さらに、地方でも関連する立法がなされている。例えば、上海市は、「上海市消費者権益保護条例」¹¹³の改正、「上海市ライブコマース活動コンプライアンスガイドライン」¹¹⁴の公布などを通じて、①ライブルーム運営者による商品・サービスの実際の事業者の表示義務、②ライブコマースにおけるプラットフォーム、プラットフォーム内経営者、ライブルーム運営者、ライブ配信者等の各主体に対するコンプライアンスの要求、③ライブコマースを通じて販売される商品・サービスの内容、品質、安全等に対する規制を明確

¹⁰⁴ 詳細は弊所 HP 掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2022年2月15日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_220215.html)を参照されたい。

¹⁰⁵ 中央経済工作会議は、中国共産党中央委員会及び国务院が開催する最高レベルの経済関連の会議であり、年に1度開催され、目下の経済情勢を判断し、翌年のマクロ経済政策を決定するものである。

¹⁰⁶ 例えば、2022年のレポートはこちら(<https://www.cca.org.cn/zxsd/detail/30537.html>)で確認できる。

¹⁰⁷ 中国語: 最高人民法院关于审理网络消费纠纷案件适用法律若干问题的规定(一)

¹⁰⁸ 詳細は弊所 HP 掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2022年4月15日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_220415.html)を参照されたい。

¹⁰⁹ 中国語: 最高人民法院关于为促进消费提供司法服务和保障的意见

¹¹⁰ 詳細は弊所 HP 掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2023年1月16日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_230116.html)を参照されたい。

¹¹¹ 中国語: 化妆品网络经营监督管理办法(征求意见稿)

¹¹² 詳細は弊所 HP 掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2022年9月15日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_220915.html)を参照されたい。


¹¹³ 中国語: 上海市消费者权益保护条例

¹¹⁴ 中国語: 上海市网络直播营销活动合规指引

にした¹¹⁵。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

¹¹⁵ 詳細は弊所 HP 掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2022年8月15日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_220815.html)を参照されたい。